

四日市市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第33号

四日市市消防団規則の一部を改正する規則

四日市市消防団規則（昭和41年四日市市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命又は解任)</p> <p>第4条 <u>団長は別表第2の配置に基づき、団員を任命する。ただし、団長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により任命された消防団員の役職及び配置に関する事項は、消防団本部で協議し、決定するものとする。</u></p> <p>3 <u>団員の任命又は解任は辞令を交付し行う。</u></p>	<p>(階級)</p> <p>第4条 <u>前条第1項の規定による消防団本部及び分団の階級の配置は、別表第2のとおりとする。</u></p>
<p>(休団)</p> <p>第6条 <u>定員条例第4条の2第2項又は第3項の承認を受けようとする団員は、あらかじめ団長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>休団期間中は、報酬について無支給とし、退職報償金については在職年数に算入しないものとする。</u></p>	<p>(任命又は解任)</p> <p>第6条 <u>団員の任命又は解任は、辞令を交付して行う。</u></p> <p>2 <u>団長は、第4条の規定にかかわらず、階級の配置に不足が生じている場合には、消防団本部付きとして消防団員を任</u></p>

3 休団中の団員が復帰した場合の階級は、休団した日に当該団員が属していた階級とする。

(災害出動)

第11条 消防車が災害現場に出動するときは、交通法規及び消防法(昭和23年法律第186号)の規定に従うとともに、正当な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛を用いるものとする。

(区域外出動)

第13条 消防団は、消防長又は消防署長の命令を受けずに市の区域外の災害現場に出動してはならない。ただし、市の区域付近で発生した災害等で、消防長又は消防署長が被害の拡大防止を図るために必要と認めた場合は、この限りでない。

(礼式)

第26条 団員の訓練礼式については、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)の定めるところによるものとする。

命することができる。

3 前項の規定による任命に関する事項及び同項の規定により任命された消防団員の配置に関する事項は、消防団本部で協議し、決定するものとする。

(災害出動)

第11条 消防車が災害現場に赴くときは、交通法規及び消防法の規定に従うとともに、正当な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛を用いるものとする。

(区域外出動)

第13条 消防団は、消防長又は消防署長の許可を得ないで市の区域外の災害現場に出動してはならない。ただし、市の区域付近で発生した災害等で、消防長又は消防署長が被害の拡大防止を図るために必要と認めた場合は、この限りでない。

(消防長への委任) 第27条 (略)	(消防長への委任) 第26条 (略)
-----------------------	-----------------------

改正後									
別表第2 (第4条関係)									
名称	区分	団長	副団 長	分団 長	副分 団長	部長	班長	<u>団員</u>	計
(略)									

改正前									
別表第2 (第4条関係)									
名称	区分	団長	副団 長	分団 長	副分 団長	部長	班長	<u>その 他の 団員</u>	計
(略)									

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(消防本部消防救急課)